

資 料

◇ 用語解説 ◇

この指針で使用されている用語や指針を理解する上で、参考となる用語についてその意味を解説しています。

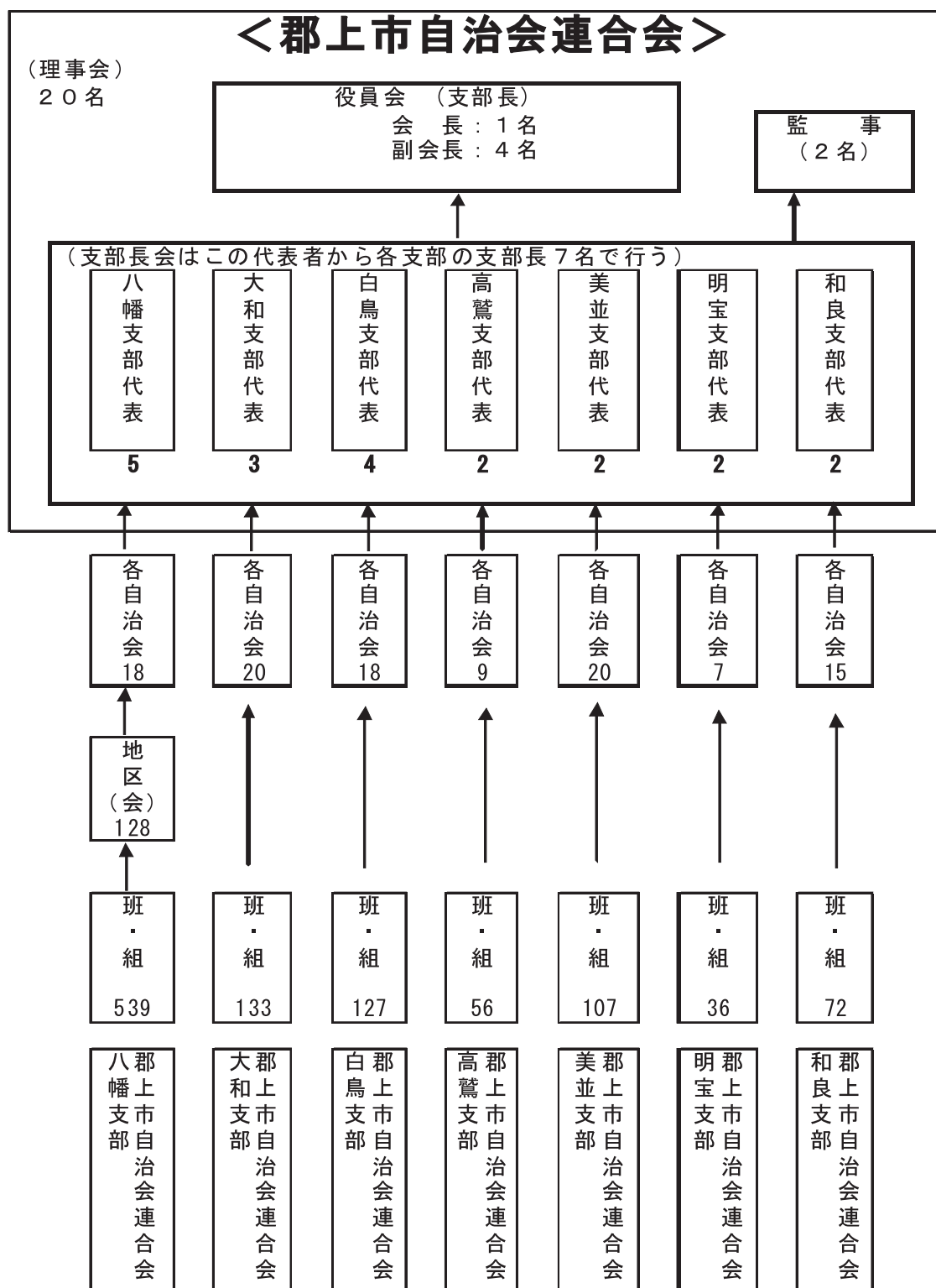
自立・自律	自立：自らの力でものごとを進めることをいいます。 自律：自分のことは、自らの自覚と責任で取り組むことをいいます。
補 完	個人や家庭、地域など小さな単位でできることは国や自治体が行うべきではなく、その小さな単位にまかせる。その小さな単位で不可能あるいは非効率なことのみを自治体や国などのより大きな単位が行うという考え方をいいます。
市 民	市民協働において「市民」とは、行政以外の住民個人や住民により組織された団体等を意味しています。
自助、共益、公益	個人からスタートして物事を考え、次々とそれぞれの主体が補完します。 1. 個人で解決できるものは、個人で解決 2. 個人で解決できないものは、家族で解決 3. 家族で応じきれないものは、コミュニティが支える ☞「共助」又は「互助」 } 「自助」の領域 4. コミュニティで解決できないときは、市（行政）が支える ☞「公助」 } 公益
コミュニティ	一定の地域で、共同の社会生活を営む集団を指します。
取捨選択	公共サービスを、拡大、縮小、統合、廃止、又は内容や実施主体を見直すことをいいます。
市民協働	市民や行政が単独では解決できない課題について、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して課題の解決にあたることをいいます。
参 加 と 参 画	一般的に、決められたことに従って加わることを「参加」と言います。一方、ものごとの計画段階から主体的に加わっていくことを「参画」と言います。例えば、イベントでは、市民の皆さんがお客様として来場することは「参加」、イベント自体の企画、運営に携わることは「参画」です。さらにいえば「市民参画」とは、政策形成過程への参加など、より積極的な市民参加です。

市民個人	住民個人や家庭を意味し、「市民」と区別しています。
地域団体	地域のつながりや目的を持って集まる団体を意味します。(例：自治会など)
市民団体	一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体を指します。(例：各地域の地域づくり団体など)
NPO法人	特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」をいいます。
事業者	一企業としての会社、商店、工場などと、商工会、建設業協会等、事業者の団体をさします。
行政	この指針では、郡上市役所をさします。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みをいいます。
CSR 活動	企業の社会的責任を指します。企業は利益の追求するだけでなく、企業が社会に与える影響に責任を持ち、適切な意思決定をすることをいいます。
公権力	国や地方公共団体が人民に対して強制する権力をいいます。
人 財	通常は「人材」と明記しますが、この指針では「人」も貴重な財産であるとの考えから、あえてこのような記載をしています。
パートナーシップ	協働と同じような意味になりますが、様々な立場の異なる人々が課題の解決のために、それぞれの特徴を活かしながら共通の目標に向かって協力して取り組むことをいいます。
地区公民館	原則として小学校校区を単位とした公民館をさします。(詳細P 3 9を参照)
支部社協	郡上市社会福祉協議会が提案している住民組織づくりを指します。(詳細P 4 0～P 4 1を参照)
セーフティネット	病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全・安心を確保するために予め備えている対策を指します。
新しい公共空間	行政だけでなく、自治会や NPO 法人、地域づくり団体など地域の多様な団体等を地域経営の主体と位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え公共価値を含む新たな領域で活動することを指します。

地方自治 の本旨	一般的な学説では、『地方自治の本旨』とは、「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。 ・団体自治：国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則のこと。 ・住民自治：地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のこと。 要するに、『地方自治の本旨』という言葉には、2つの意味の「自治」の概念が、含まれていることになります。この2つは、しばしば、車の両輪にたとえられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという関係を持つものです。
---------------------	---

補足資料集

○郡上市自治会組織図



(平成20年4月1日現在：郡上市自治会連合会事務局調べ)

○郡上市内で活躍する地域づくり団体数

	八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	郡上市計
団体数	19	9	12	5	3	10	6	64

(平成21年1月末現在：市長公室企画課調べ)

○郡上市内の特定非営利活動法人

	岐阜県	郡上市
法人数	516	20

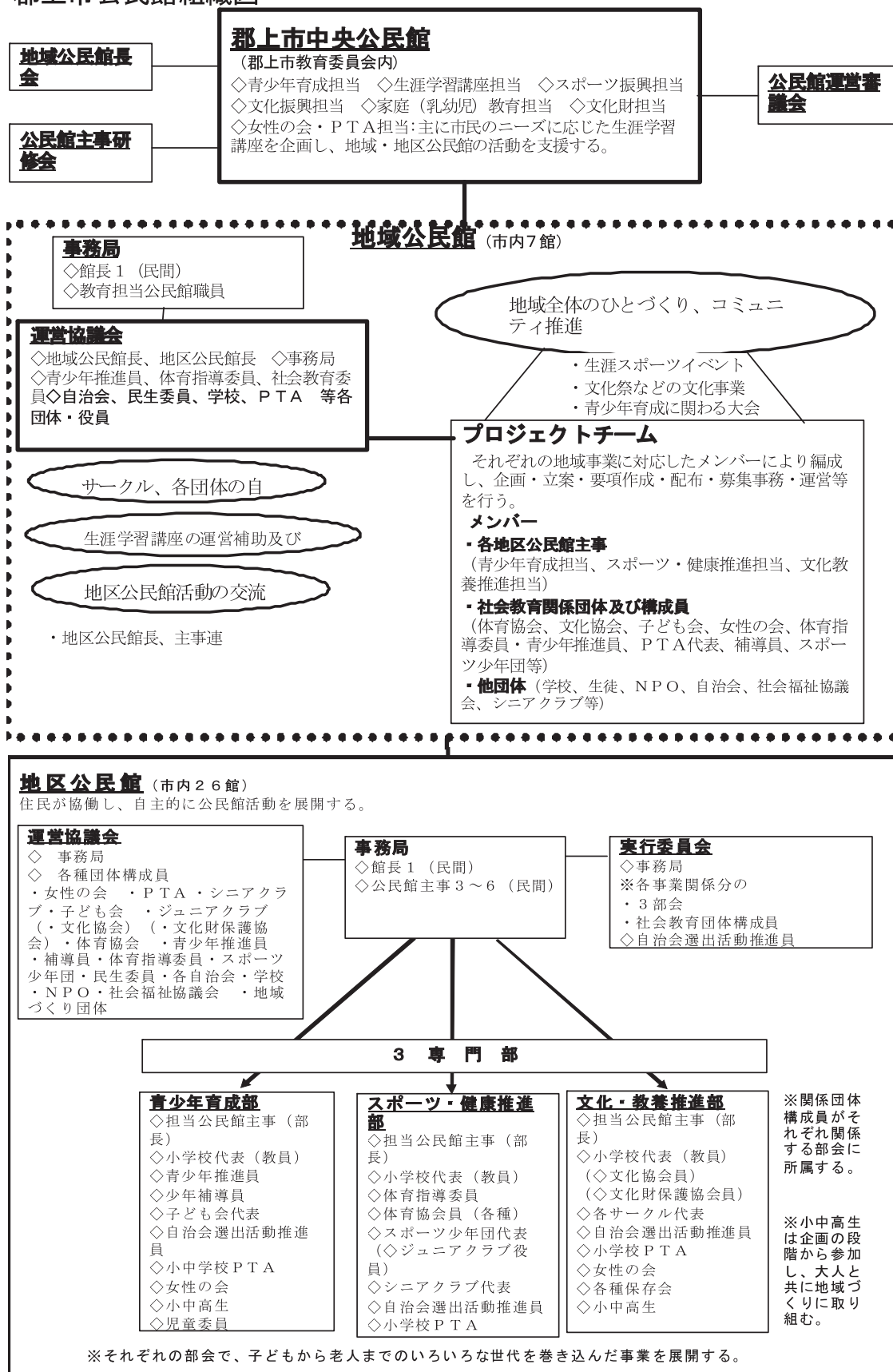
(平成21年1月末現在：岐阜県調べ)

○郡上市協働まちづくり活動支援補助金活用団体数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
当初申請団体数	8	9	5
採択団体数	5	9	5
補助金交付額	1,000,000 円	1,182,000 円	1,000,000 円

(平成21年1月末現在：市長公室企画課調べ)

○郡上市の公民館組織について
郡上市公民館組織図



(郡上市教育委員会社会教育課資料：H21.3)

「支部社協」（地域を支える住民組織）構想

1. 住民組織が、なぜ必要か？

地域にある生活上の課題（例：独居高齢者の増加、子どもの登下校時の危険性など）に対して、解決しようとしても「地域で話し合う場がない」、「地域にある各団体のつながりがない」などの意見が地域懇談会やインタビューにあがっています。

そこで、郡上市社会福祉協議会では、地域の課題を話し合い共有し、解決するシステムとして、「支部社協」（地域を支える住民組織）を提案します。

2. 「支部社協」とは？

地域の課題は、その地域で話し合いがなされ、住民共通の認識となることにより、解決に向けて動き出します。その解決に向けた活動は、地域にある団体や組織（ボランティア、NPO法人、任意団体、自治会等）個々の動きではなく、つながりを持

ち連携がとれたとき、より一層大きな力を発揮します。

小地域において、関連する様々な組織や団体または個人が連携・協働するネットワークの理念が、「支部社協」です。

いいかえれば、住民自らが、自分たちの住む地域について考え、自らの手で地域づくりを行うためのシステムです。



3. 活動は？

① 活動の進め方

- 地域で話し合い問題の発見をする → 住民の手で解決できそうな課題を決める
- 解決していくための計画をたてる → 協力体制をつくる（役割分担など）
- 計画に基づいて実行する → 活動の評価（活動の振り返りを行う）

② 地域のことにについて話しあう場を持ち、話し合った計画を実践

（活動事例）

災害に備え要援護者の地図づくり、危険箇所の地図づくり、敬老会の実施、高齢者と子どもの交流会、買い物配達支援、介護技術の講習会、地域清掃、除雪支援活動、移送支援活動、独居見守り活動など

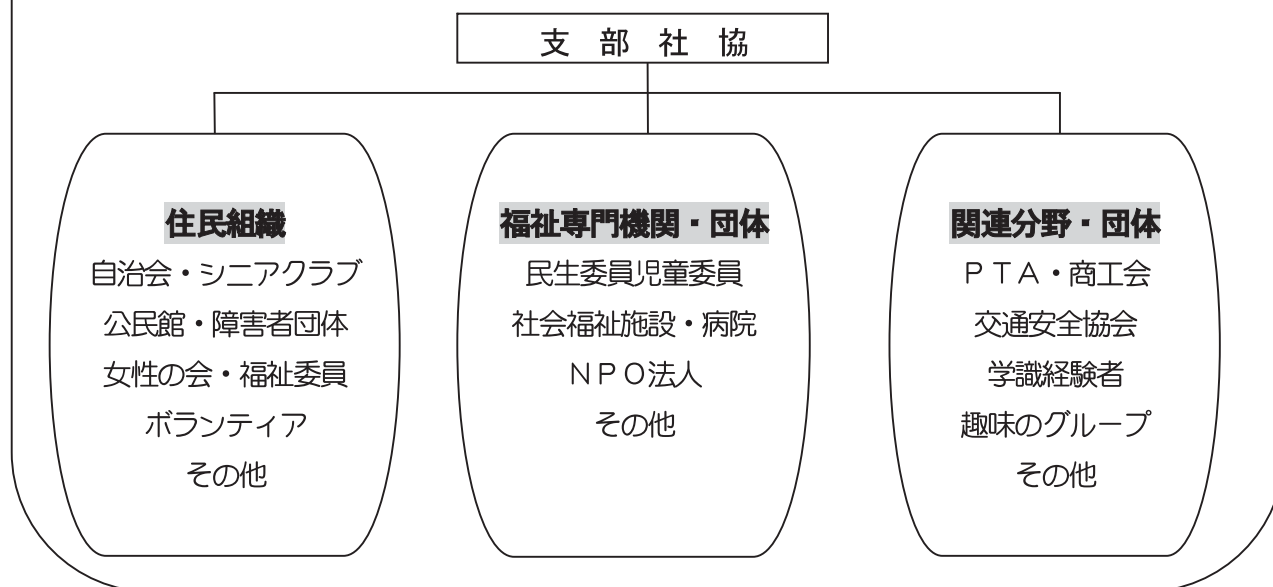
③ 活動費

自主的な活動ですので、原則として自主財源となります。社会福祉協議会では、世帯からいただく会費の一部を活動の財源に活用できるよう、活動助成制度を設けます。

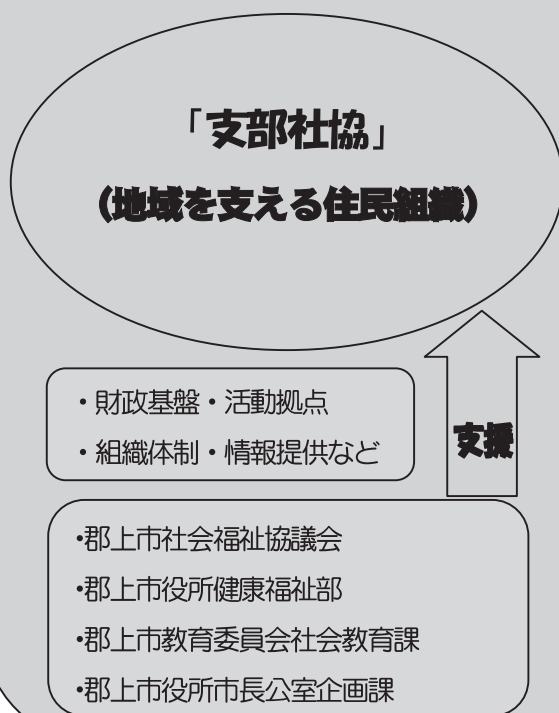
～「地域を支える」力を社協では、「地域の福祉力」と言います～

4. 構成は？

※ 地域にある既存の団体が協力・連携することで横のつながりができ、地域での問題の共有、解決におけた活動がしやすくなると考えます。構成される方々は、地域で話しあって決めていきます。



～ 作り方について ～



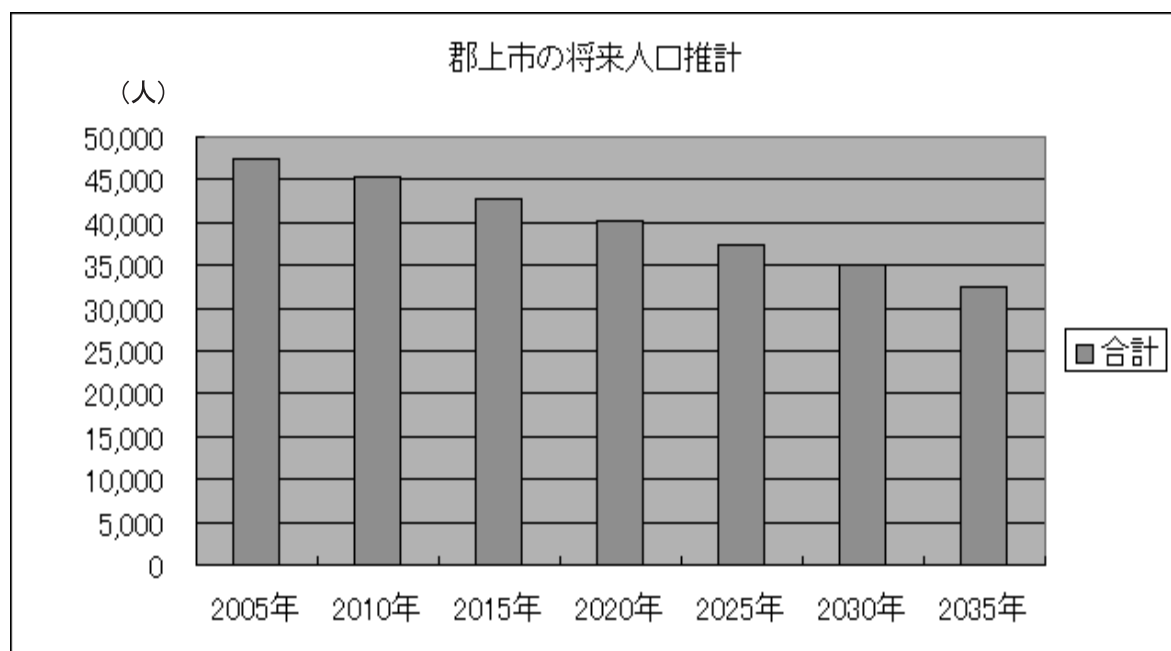
「支部社協」（地域を支える住民組織）構想は、新たな組織を立ち上げるのではなく、既存の組織を活用して行くことが望ましいと考えます。なぜなら、既存の組織でも存続するための人員の維持が困難なところも多く、また住民も新たな組織の役を望んでいるものではありません。

有力な組織として 21 年度までに再編される「地区公民館」を筆頭に掲げ、再編に伴う準備委員会から係わり、地区公民館の組織の中で地域を支える「地域の福祉力」活動を展開します。

一番有力な組織として、地区公民館を掲げますが、それに変わる組織のある地域は、地域の特性に合わせることを優先します。

（郡上市社会福祉協議会資料：H21. 3）

○郡上市の将来人口推計



(単位: 人)

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
男女合計	47,495	45,313	42,783	40,076	37,466	35,013	32,570

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
総人口指数	100.0	95.4	90.1	84.4	78.9	73.7	68.6
年少人口割合(%)	14.2	12.6	11.2	10.0	9.1	8.8	8.7
生産年齢人口割合(%)	55.8	55.2	53.2	51.3	49.6	47.5	46.1
老年人口割合(%)	30.0	32.2	35.6	38.8	41.3	43.7	45.2
75 歳以上人口割合(%)	16.0	19.5	21.4	22.6	25.6	28.4	30.4

国立社会保障・人口問題研究所

『日本の市区町村別将来推計人口』(平成 20 年 12 月推計)

○郡上市職員数の目標

定員適正化計画:年度別職員数

(人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
全職員	1,084	1,064	1,040	1,011	993	981	964	952	929	-155 (H17-H25)
うち普通会計職員	719	693	667	633	617	606	591	579	556	-163 (H17-H24)
退職者数	47	44	61	28	22	30	24	41	—	297 (H17+H24)
採用者数(翌年度 4/1)	27	20	32	10	10	13	12	18	—	142 (H17+H24)
増減	-20	-24	-29	-18	-12	-17	-12	-23	—	-155 (H17+H24)

※各年度の職員数は4月1日現在、退職者数及び採用者数は各年度内の人数(教育長含む):H20.3 月

○郡上市の財政状況

財政状況(普通会計決算)

(単位: 百万円)

	H15	H16	H17	H18	H19
歳入総額	40,571	33,679	33,607	30,050	29,869
うち市税	4,629	4,753	4,951	4,886	5,443
うち地方交付税	11,887	11,967	12,377	12,299	12,295
うち地方債	8,903	6,427	6,182	4,630	3,835
歳出総額	38,963	32,541	32,460	28,886	28,722
義務的経費	12,504	12,461	12,573	12,610	13,293
人件費	5,907	5,488	5,271	5,031	5,272
扶助費	1,293	1,709	1,793	1,756	1,866
公債費	5,304	5,264	5,509	5,823	6,155
投資的経費	15,363	10,385	8,781	6,212	5,667
その他の経費	11,096	9,695	11,106	10,064	9,762
地方債残高	50,752	52,768	54,333	54,055	52,630
基金残高	7,788	7,114	7,599	8,268	8,061
うち財政調整基金	2,901	2,866	2,869	2,873	2,892

(注) 地方財政状況調べより(平成15年度は旧7町村及び広域連合の純計:H21.3)

『まちを、～つむぐ～』

まちを、つむごう

細い細い繊維だって
紡^{つむ}いだら糸になる
弱い弱い糸だって
縫^ぬり合わされば
強くなる

艶^{あで}やかな晴れ着も
丈夫な野良着も
糸と糸が織りあげる

たった一人の願いでも
明日につながる縦の糸
初めは小さな一歩でも
夢を織りなす横の糸

まちを、つむごう
みんなで
郡上市を
織りあげよう